

**第67回税理士試験 相続税法
第一問(理論)解答**

[表示内容の説明]

配点：**1**・・・1点　難易度：A・・・絶対得点すべき内容(易)
B・・・取れると差がつく(中)
C・・・得点不要(難)

問1(予想配点30点)

1 相続税の延納制度に関する適用要件

(1) 適用要件及び内容 **4 A**

税務署長は、相続税の申告書の提出により又は更正若しくは決定を受けたことにより納付すべき相続税額が10万円を超え、かつ、納税義務者について納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として一定の額を限度として、年賦延納の許可をすることができる。

(2) 担保の提供 **2 A**

税務署長は、延納を許可する場合には、その延納税額に相当する担保を徴さなければならない。

ただし、その延納税額が100万円以下で、かつ、その延納期間が3年以下である場合は、この限りでない。

(3) 延納期間 **4 A**

① 一般の場合 … 5年以内

② 不動産等の割合が5/10以上である場合

イ 課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が5/10以上である場合

(a) 不動産等の価額に対応する税額 … 15年以内

(b) 動産等の価額に対応する税額 … 10年以内

ロ 課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額の占める割合が3/4以上である場合

○ 不動産等の価額に対応する税額 … 20年以内

③ 延納税額による制約 **2 A**

①又は②の場合において、延納税額が次に掲げる金額未満であるときは、延納税額を10万円で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。以下同じ。)に相当する年数を超えることができない。

イ ①の場合 … 50万円

ロ ②イの場合 … 150万円

ハ ②ハの場合 … 200万円

(4) 延納年割額 **3 B**

延納年割額は、延納税額を延納期間に相当する年数で除して計算した金額とする。

ただし、課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が5/10以上である場合には、延納税額を不動産等の価額に対応する税額と動産等の価額に対応する税額とに区分し、これらの税額をそれぞれの延納期間に相当する年数で除して計算した金額とする。

2 相続税の物納制度に関する適用要件

(1) 適用要件及び内容 4.A

税務署長は、相続税の申告書の提出により又は更正若しくは決定を受けたことにより納付すべき相続税額を延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額として一定の額を限度として、物納を許可することができる。

この場合において、物納財産の性質、形状その他の特徴によりその一定の額を超える価額の物納財産を収納することについて、税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、その一定の額を超えて物納の許可をすることができる。

(2) 物納に充てることができる財産 6.A

物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となった財産（その財産により取得した財産を含み、相続時精算課税適用財産を除く。）で法施行地にあるものうち次に掲げるもの（管理処分不適格財産を除く。）とする。

① 不動産及び船舶

② 次に掲げる有価証券

イ 国債証券及び地方債証券

ロ 社債券及び株券

ハ 投資信託の受益証券及び貸付信託の受益証券

ニ 金融商品取引所に上場されている新株予約権証券、投資信託に係る受益証券等

ホ 投資法人（一定のものに限る。）の投資証券で一定のもの

③ 動産

(3) 物納財産の順位 5.A

① (2)に掲げる財産のうち物納劣後財産を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、それぞれ(2)に掲げる財産のうち物納劣後財産に該当しないもので納税義務者が物納の許可の申請の際現に有するものうちに適当な価額のものがない場合に限る。

② (2)②ロ及びハに掲げる財産（金融商品取引所に上場されているものその他の換価の容易なものとして一定のものを除く。以下②において同じ。）又は(2)③に掲げる財産を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、(2)②ロ及びハに掲げる財産については(2)①に掲げる財産及び(2)②に掲げる財産のうち換価の容易なものとして一定のもの、(2)③に掲げる財産については(2)①及び②に掲げる財産で、納税義務者が物納の許可の申請の際現に有するものうちに適当な価額のものがない場合に限る。

問2 (予想配点20点)

1 (1)贈与者の要件について 6 C

認定贈与承継会社の代表権(一定のものを除く。以下同じ。)を有していた個人として非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の規定の適用に係る贈与の時前において、認定贈与承継会社の代表権を有していた個人で次に掲げる要件の全てを満たす者(その認定贈与承継会社の非上場株式等について既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。)

- (1) その贈与の直前(その個人がその贈与の直前においてその認定贈与承継会社の代表権を有しない場合には、その個人がその代表権を有していた期間内のいずれかの時及びその贈与の直前)において、その個人及びその個人と特別の関係がある者の有するその認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、その認定贈与承継会社の総株主等議決権数の50/100を超える数であること。
- (2) その贈与の直前(その個人がその贈与の直前においてその認定贈与承継会社の代表権を有しない場合には、その個人がその代表権を有していた期間内のいずれかの時及びその贈与の直前)において、その個人が有するその認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、その個人と特別の関係がある者(その認定贈与承継会社の経営承継受贈者となる者を除く。)のうちいずれの者が有するその非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
- (3) その贈与の時において、その個人がその認定贈与承継会社の代表権を有していないこと。

2 (2)経営承継受贈者の要件について 6 C

贈与者から非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の規定の適用に係る贈与により認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者(その者が2以上ある場合には、その認定贈与承継会社が定めた一の者に限る。)

- (1) その個人が、その贈与の日において20歳以上であること。
- (2) その個人が、その贈与の時において、その認定贈与承継会社の代表権を有していること。
- (3) その贈与の時において、その個人及びその個人と特別の関係がある者の有するその認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、その認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数の50/100を超える数であること。
- (4) その贈与の時において、その個人が有するその認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、その個人と特別の関係がある者のうちいずれの者が有するその認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
- (5) その個人が、その贈与の時からその贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限まで引き続きその贈与により取得をしたその認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等の全てを有していること。
- (6) その個人が、その贈与の日まで引き続き3年以上にわたりその認定贈与承継会社の役員その他の地位として一定のものを有していること。

3 (3)平成29年分の贈与税の納税猶予税額及び贈与税の申告書の提出期限までに納付すべき税額について

(1) 相続時精算課税の適用を受けない場合

① 贈与税の納税猶予税額

$$300,000株 \times 2/3 - 100,000株 = 100,000株 < 200,000株 \quad \therefore 100,000株$$

$$300円 \times 100,000株 = 30,000,000円 \text{ (特例受贈非上場株式等の価額)}$$

$$(30,000,000円 - 1,100,000円) \times 45\% - 2,650,000円 = 10,355,000円 \quad \mathbf{2.A}$$

② 贈与税の申告書の提出期限までに納付すべき税額

$$(300円 \times 200,000株 + 10,000,000円 - 1,100,000円) \times 55\% - 6,400,000円 = 31,495,000円$$

$$31,495,000円 - 10,355,000円 = 21,140,000円 \quad \mathbf{2.A}$$

(2) 相続時精算課税の適用を受ける場合

① 贈与税の納税猶予税額

$$300,000株 \times 2/3 - 100,000株 = 100,000株 < 200,000株 \quad \therefore 100,000株$$

$$300円 \times 100,000株 = 30,000,000円 \text{ (特例受贈非上場株式等の価額)}$$

$$(30,000,000円 - 25,000,000円) \times 20\% = 1,000,000円 \quad \mathbf{2.A}$$

② 贈与税の申告書の提出期限までに納付すべき税額

$$(300円 \times 200,000株 + 10,000,000円 - 25,000,000円) \times 20\% = 9,000,000円$$

$$9,000,000円 - 1,000,000円 = 8,000,000円 \quad \mathbf{2.A}$$